

暴追センターだより

2025.7

66

暴追ながさき



(シンボルマーク)

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

ごあいさつ

長崎県警察本部 組織犯罪対策課長

吹田 守孝



本年3月に警察本部刑事部組織犯罪対策課長に就任いたしました吹田でございます。

長崎県暴力追放運動推進センターを始め、暴力団排除活動に携わっておられる皆様方には、日頃から警察活動に対しまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢を見ますと、県民の皆様方や関係機関・団体による活発な暴力団排除活動により、全国及び県下の暴力団員数は年々減少しておりますが、その一方で覚醒剤密売や恐喝等の伝統的な資金獲得犯罪に加え、SNS等を利用したニセ電話詐欺を始めとする各種詐欺事件を敢行したり、匿名・流動型犯罪グループと共存共栄し、各種凶悪事件等を敢行しているほか、社会情勢に応じた新たな犯罪を敢行するなど資金獲得活動を多様化させています。

また、国内最大の指定暴力団である六代目山口組は内部分裂した神戸山口組、絆會、池田組と依然として対立状態にあり、対立抗争に起因するとみられる凶悪事件が現在でも全国各地で発生し、地域社会に大きな不安を与え続けています。

暴力団は、構成員等の減少により、数値的には弱体化しているように見えますが、我が国最大の犯罪組織であり、全国各地に存在し、その勢力維持のためにあらゆる資金獲得活動を行うとともに暴力によって住民に脅威を与えている存在となっています。

県警察としましては、安全で安心な長崎県の実現のために、あらゆる法令を駆使して暴力団員等の検挙・取締りを強力に推進しつつ、今後も長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体、県民の皆様方と緊密な連携を図りながら、暴力団壊滅に向けて効果的な暴力団排除活動を推進してまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

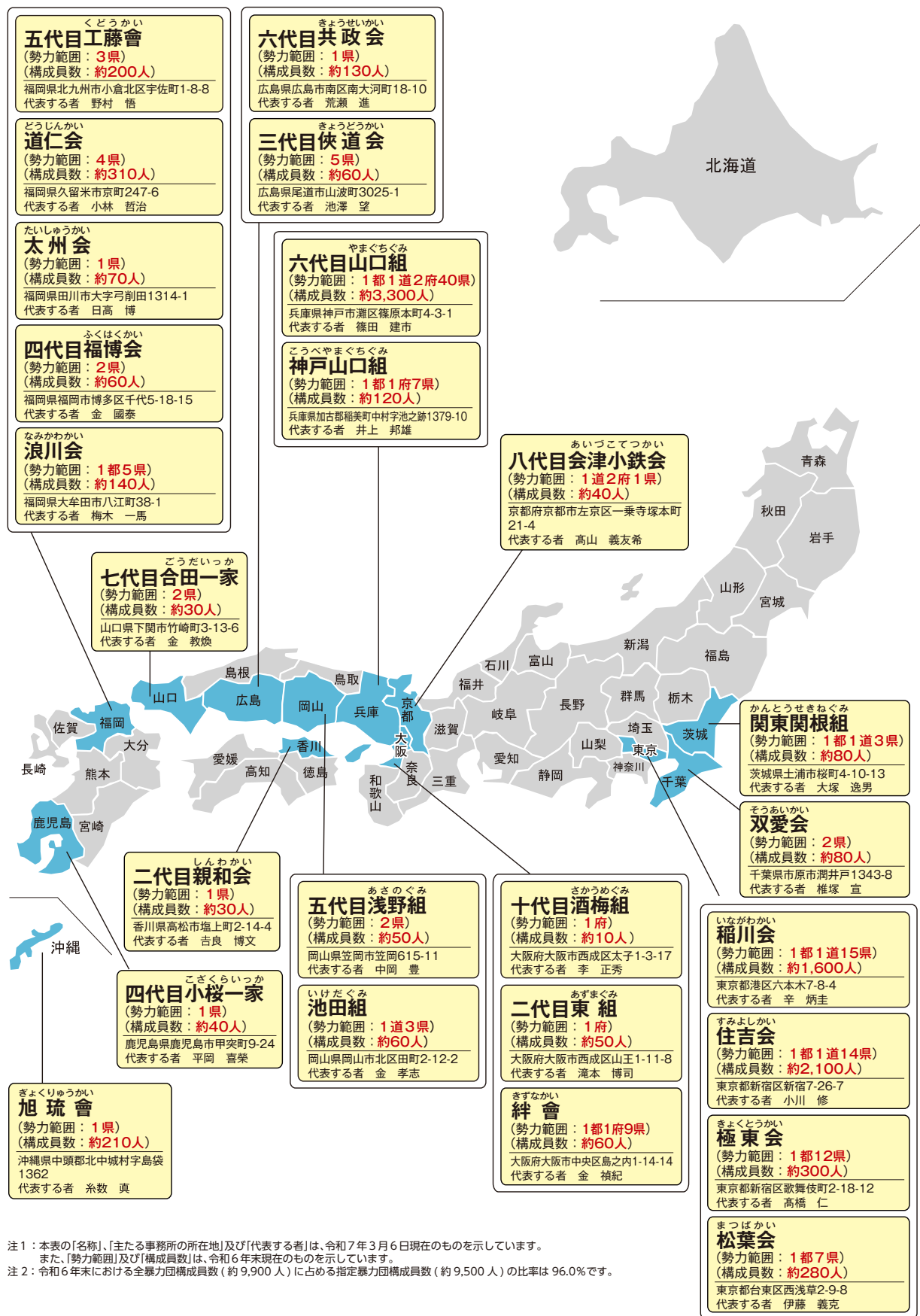
最後になりましたが、長崎県暴力追放運動推進センターの益々の御発展と県民の皆様の方々の御健勝と御多幸を祈念申し上げます。



指定暴力団分布図

指定暴力団分布図 (25 団体)

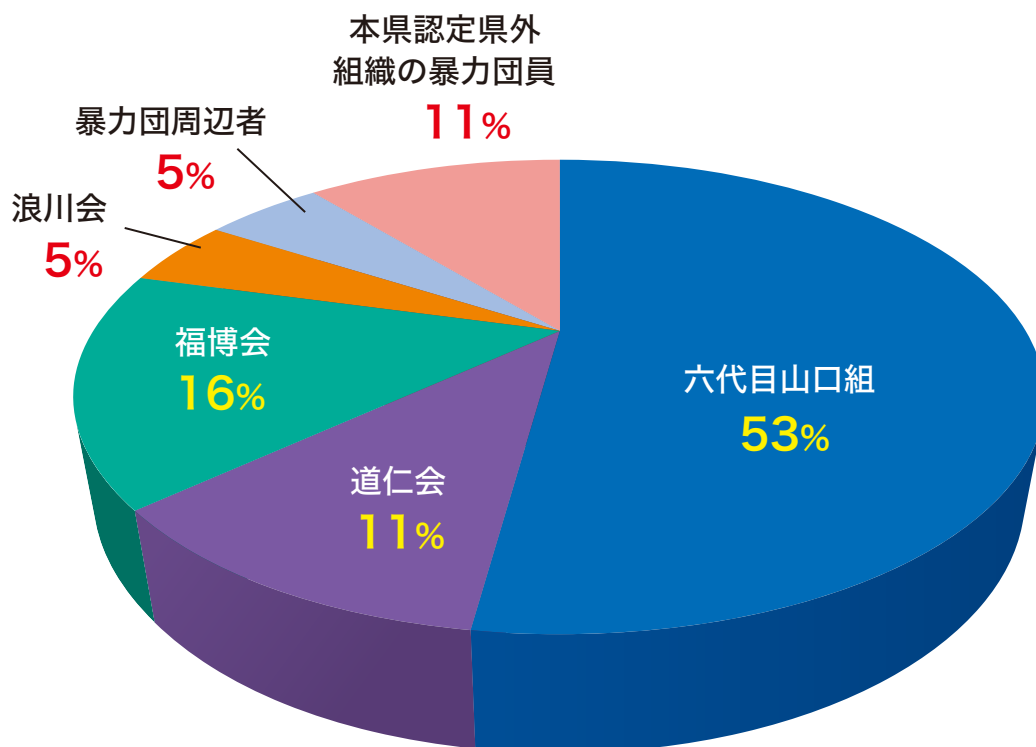
令和6年末現在



注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」及び「代表する者」は、令和7年3月6日現在のものを示しています。
また、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和6年末現在のものを示しています。
注2：令和6年末における全暴力団構成員数(約9,900人)に占める指定暴力団構成員数(約9,500人)の比率は96.0%です。

県内の暴力団勢力

令和6年12月末現在



指定暴力団傘下組織	六代目山口組傘下組織	5	組織
	道仁会傘下組織	1	組織
	四代目福博会傘下組織	1	組織
	浪川会傘下組織	1	組織
暴力団周辺者			
本県認定県外暴力団員			
合計	8	組織	約 100 人

※暴力団構成員等の数値及び構成比は概数。

理事会・評議員会の開催について

令和7年5月21日、令和7年度第1回理事会を開催して「令和6年度事業報告及び収支決算」等について審議し、可決されました。

令和7年6月13日には、令和7年度第1回評議員会を開催し、「令和6年度貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録」等について審議し可決され、併せて令和6年度事業報告、令和7年度事業計画及び収支決算等についても報告がなされました。

理事会



評議員会



～長崎解縁隊 大村の結成～

縁切同盟長崎解縁隊は、地域の事業者等が一致団結して、健全な事業活動を行うため、暴力団等反社会的勢力からの不当要求等を拒否する等、関係遮断の意思を表明し、暴力団等への安定的な資金源を封圧するための暴排組織として、平成28年11月「長崎解縁隊島原」を皮切りに結成されたものです。

令和6年末現在、

長崎解縁隊	島原
長崎解縁隊	浦上
長崎解縁隊	長崎

の3組織でしたが、この度令和7年6月に

長崎解縁隊	大村
-------	----

が結成されました。

令和7年6月2日に、その結成式が大村警察署において行われ、会員一同が一致団結して今後の暴排活動を展開することで、それぞれの意識を高めました。



暴追センターの主な業務

暴追センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に基づき、

- 暴力団による不当な行為の防止
- これによる被害の救済

を目的に設置され、以下の業務を行っています。

①暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動

- ・ポスター、パンフレット等の作成、配布
- ・暴力団追放県民大会の開催
- ・テレビ、ラジオ、新聞等による広報



②民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- ・暴力追放運動推進組織が行う各種行事の後援



③暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

- ・来訪者への面談による相談
- ・電話、手紙による相談
- ・出張相談

※相談無料 ※秘密厳守



④少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- ・相談活動による個別の指導、助言
- ・各種団体への啓発活動



⑤暴力団員から離脱しようとする人を手助けする活動

- ・相談活動による個別の指導、助言
- ・離脱のノウハウ



⑥暴力団の事務所使用により、住民生活の平穏等が害されることの防止のための活動

- ・事務所撤去訴訟



⑦暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動

- ・見舞金の支給
- ・民事訴訟支援



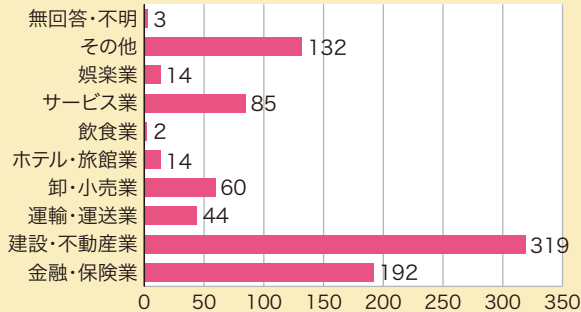
⑧暴力団と対峙する企業事務所等の責任者に対する講習の実施

⑨その他

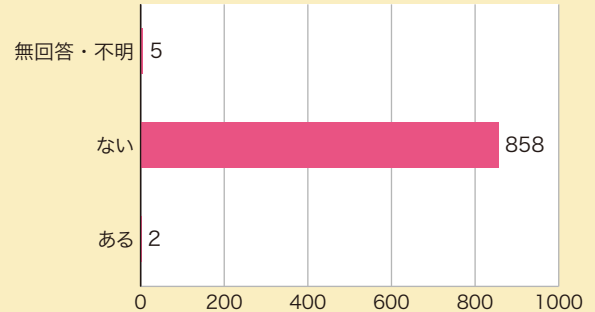
- ・暴力団員からの危害を防止するための各種機材の貸出し等

令和6年度 アンケート調査結果

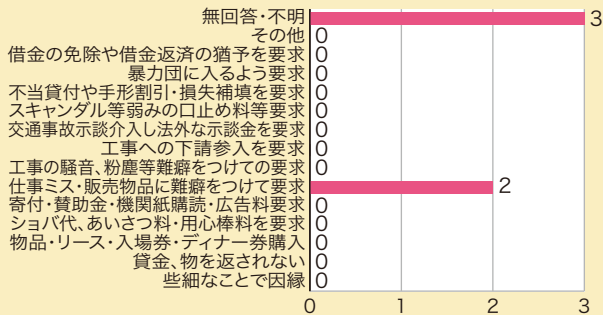
受講者の業種



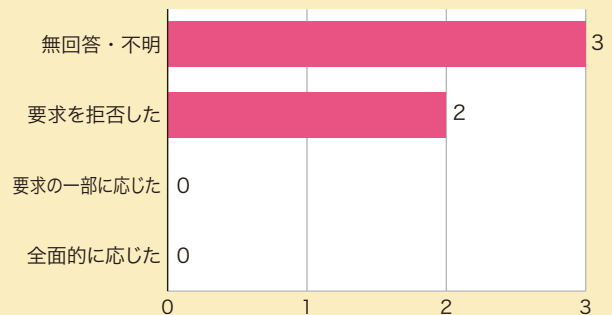
不当要求を受けたことがありますか



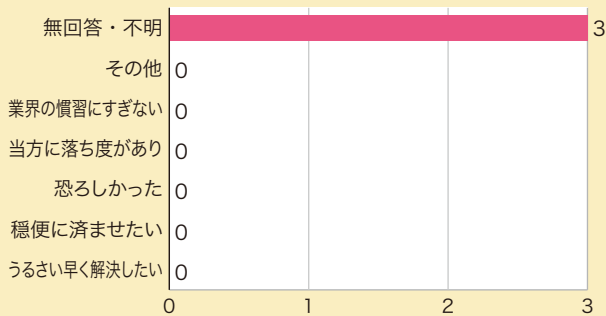
不当要求の内容



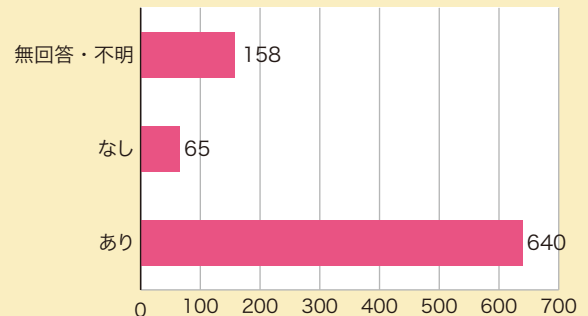
不当要求の諾否



不当要求に応じた理由



暴排条項の有無



当センターでは、不当要求防止責任者講習の際、受講者に対して、受講者の業種、不当要求被害の有無等についてのアンケートに対する回答の協力をお願いしています。

令和6年度は、長崎県下において不当要求防止責任者講習を27回実施した結果、

全受講者数 895名 アンケート回答総数 865名 でした。

アンケートの結果は、グラフに示しているとおりですが、不当要求を受けたとの回答があったのは2件で、いずれも、金銭の支払いには応じておらず、金銭面での被害はありません。

皆さんも、いつ不当要求の被害に遭わないとも限りませんので、万が一に備えて、事前の準備と、関係機関等への相談を行う等して、被害防止に努めて下さい。

みんなの力で社会の敵、暴力団を追い出し、明るい街をつくりましょう。

暴力団追放! 「三ない運動^{プラスワン}」の推進

暴力団を **利用しない**



全てを「金づるにする」
それが暴力団の姿勢です。

暴力団を **恐れない**



恐れは「誤ったイメージから」
恐れることは暴力団を助長させる。

暴力団に **金を出さない**



金が「腐れ縁の元」
暴力団を支援・容認することになる。

暴力団と **交際しない**



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団は
あらゆる機会を狙って近づいてくる。

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

所在地/長崎市万才町5番24号 ヒルサイド5ビル4F

電話 095-825-0893

FAX 095-825-0841

相談メールアドレス

info@boutsui-nagasaki.or.jp

ホームページ

<https://boutsui-nagasaki.or.jp>

◎暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を
無料・秘密厳守



発行と
印刷

●発行 令和7年7月
(公財)長崎県暴力追放運動推進センター
●印刷 長崎市弥生町8番30号 ☎095-821-2341
株式会社 岩永印刷所